

平成29年度後発医薬品使用促進計画

策定年月日 平成29年4月20日

自治体名 (福祉事務所名)	大竹市 (大竹市福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (平成28年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値 ^(※) (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)
			65.1%	75.0%	55.4%	19.6%
<現在の状況> 1. 訪問等の際に生活保護受給者へ口頭指導を行っているほか、新年度に新しい被保護者証明証を発送する際に、後発医薬品使用促進のためのチラシを同封した。 2. 月次の医療券発送の際に、生活保護法指定医療機関に対して、「生活保護を受けている方に対する後発医薬品(ジェネリック医薬品)の取扱いについて、ご協力をお願い。」を同封し発送した。			<対応方針>			
			服薬指導の実施 ○ ケースワーカー訪問の際に、後発医薬品の使用について説明を行う。			
			関係機関への説明 ○ 生活保護制度における原則服用について、協力を得るよう努める。			
			薬局における備蓄について ○ 特段なし			
			その他 ○ 現状行っているチラシ等の同封については、今後も定期的に行っていく。			
<使用促進が進んでいない原因> ○ 口頭指導を行っているが、指導効果が上がらないケースがある。			<備考>			

※ 平成29年央までに75%達成を目指す。